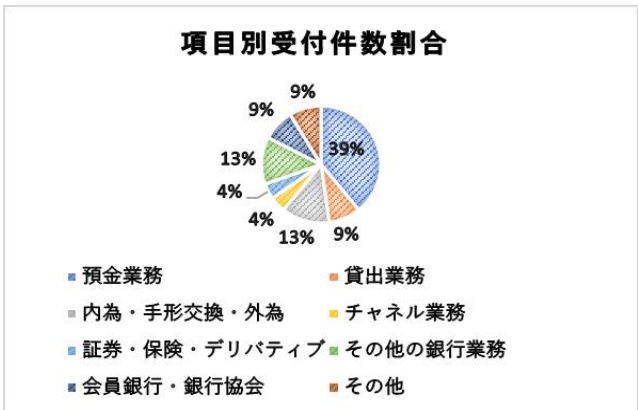
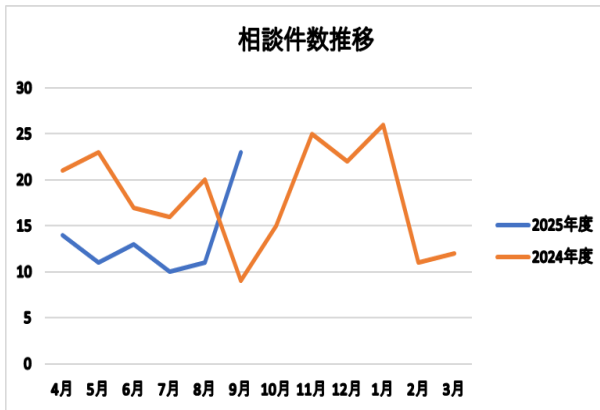


銀行とりひき相談所相談受付状況（2025 年 9 月）

名古屋銀行協会
銀行とりひき相談所

1. 受付件数の状況



□今月名古屋市広報誌へ当協会の広告を掲載したこともあり、相談件数は 23 件と大幅に増加した。（前月比＋11 件、前年同月比＋14 件）

□項目別受付件数の割合では、「預金」が 9 件で最も多く、ついで「その他」と「内為・手形交換・外為」がそれぞれ 3 件となっており、これ以外の項目も幅広く 1～2 件あった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

2. 相談の主な内容

□預金業務

- ・将来自分が入院した場合に、その費用を娘に支払ってもらいたいと考えているが、その資金をプールしておくために別個に口座を開設できるか。
- ・亡くなった夫の口座には、自分が利用しているクレジットカードの引き落とし契約があるが、相続届はいつまでに銀行に提出しなければならないか。
- ・解散した会社の当座預金解約を銀行に申し出たら、解散当時の役員を招集して、代表者を選出し、その方からの申し出でないと解約できないと言われた。柔軟な対応はできないのか。
- ・過去口座売却の犯罪歴があるため、現在新規口座が開設できない。どうしたらよいか。

□手形交換業務

- ・2回目の不渡りが出た場合、銀行取引停止となるが、この場合当座預金だけでなく、普通預金も利用できなくなるのか。

□外国為替業務

- ・手元に外国の硬貨を持っているが、どこで両替できるか。

□他銀行業務

- ・貸金庫に現金 1 百万円を預けていたが、50 万円に減っていた。支店に相談したが全く前に進まない。どうしたらよいか。
- ・自動車を購入したが、販売会社からローンを組むために必要な口座振替依頼書を誤って銀行に提出したため、返却を依頼したところ応じてもらえない。協会から話をしてもらえないか。

□その他

- ・副業の報酬の受け口座を保有しているが、全く無関係の人から振込入金があった。このままだと振り込め詐欺の口座として訴えられるおそれがないか心配だ。

銀行に関するさまざまなご相談や苦情は
銀行とりひき相談所へご連絡ください。
052-559-6150 または右の QR コードへ



本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。